

## 広島県告示第二百七十五号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年広島県条例第六十三号。以下「指定障害福祉サービス基準条例」という。）第四百三十三条の二、第五百五十七条において準用する第四百三十三条の二及び附則第二条第一項並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設の指定の申請者に関する事項並びに指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年広島県条例第六十四号。以下「指定障害者支援施設基準条例」という。）第五条第一項第六号イ(1)並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年広島県条例第六十六号。以下「障害者支援施設基準条例」という。）第十条第一項第七号イ(1)の規定に基づき、知事が定める者を次のように定め、平成二十六年四月一日から施行する。

なお、平成二十五年広島県告示第九十五号（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例に基づき知事が定める者等）は、廃止する。

平成二十六年三月三十一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 指定障害福祉サービス基準条例第四百三十三条の二、第五百五十七条において準用する第四百三十三条の二に規定する知事が定める者

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第十七条第二号に規定する厚生労働大臣が定める者（平成二十二年厚生労働省告示第七十七号）第二号に掲げる者

二 指定障害福祉サービス基準条例附則第二条第一項第一号に規定する知事が定める者  
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第五百二十三号）別表介護給付費等单位数表（以下「介護給付費等单位数表」という。）第6の1の注1(3)、(4)又は(5)に定める者

三 指定障害者支援施設基準条例第五条第一項第六号イ(1)及び障害者支援施設基準条例第十条第一項第七号イ(1)に規定する知事が定める者  
介護給付費等单位数表第9の1の注1(3)に定める者